様式第１号の３（第７条関係）

　　　　　年　　月　　日

　福井市長　　あて

　若者、学生創業部門対象要件一覧表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| はい | いいえ | ＜確認事項＞※ |
| □ | □ | 補助金の交付決定後に創業する者で、補助期間内に個人創業又は会社の設立を行い、その代表となる者である。 |
| □ | □ | 市内に住民票を有する者である。 |
| □ | □ | 市内に主たる事業所を設置して事業を営む者である。 |
| □ | □ | 【学生の場合のみ】大学等に在学している者である。 |
| □ | □ | 許認可等を要する業種にあっては、既に当該許認可等を受けている又は許認可等を受けることが確実である。 |
| □ | □ | 交付の申請をする日の属する年度の前々年度の４月１日から創業する日の前日までにおいて福井市創業支援等事業計画で定める特定創業支援等事業の支援を受けた者である。（福井市創業支援等事業者の確認欄に記名、押印がある） |
| □ | □ | 市税を滞納していない。 |
| □ | □ | 過去に本市が行う創業に関する補助事業の交付決定を受けたことがない。 |
| □ | □ | 福井市暴力団排除条例（平成２３年９月２７日条例第２２号）第２条第１号から第３号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等でない。 |
| □ | □ | 創業する業種は、福井県信用保証協会の定める保証対象業種である。 |
| □ | □ | 国、県、市及びその他の公的機関が実施する同種の補助金を受ける予定はない。又は、国、県、市及び各種団体等による同種の補助を受けることになった場合は、スタートアップ創出補助金を辞退する。(申請予定の他補助金：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| □ | □ | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第３条第１項に基づき許可を受けなければならない事業所ではない。 |
| □ | □ | 支店・支社・フランチャイズチェーン店・のれん分け等としての事業ではない。 |
| □ | □ | 虚偽申請等不正事由が発覚した場合は、何時であってもスタートアップ創出補助金を辞退し、また、既に補助金が支払われている場合には、同額を返還する。 |
| □ | □ | スタートアップ創出補助金の募集要領を読み、内容を確認した。 |

※全て「はい」と回答された方のみ、スタートアップ創出補助金を申請いただけます。

上記記載の内容に間違いありません。

住　　所

氏　　名

（※氏名を自署する場合は、押印不要です。）